



一般名での処方について



当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施していますが、現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※）を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

なお、令和6年10月から医療上の必要がなく、患者さんのご希望により後発医薬品がある先発医薬品を処方する際は、通常の一部負担金（1～3割）に加え、特別な料金（選定療養費）をお支払いいただきます（入院中は対象外となります）。この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。



※一般名処方とは・・・

お薬の『商品名』ではなく、『有効成分』を
処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても
有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、
患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

